

反社会的勢力に対する方針

1. (基本方針)

- 1-1: 反社会的勢力との一切の関係を遮断します
- 1-2: 反社会的勢力による不当要求は拒絶します
- 1-3: 反社会的勢力に対して裏取引や資金提供は絶対に行いません
- 1-4: 反社会的勢力からの不当要求に対しては民事と刑事の両面から法的な対応を行います
- 1-5: 反社会的勢力に対して組織全体で対応を行います
- 1-6: 反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します
- 1-7: 反社会的勢力による不当要求に備え、外部専門機関と密接な連携関係構築に努めます
(外部専門機関とは警察機関、弁護士等を含みます)

2. (対応方針)

- 2-1: 反社会的勢力に対しては、特定の社員のみでの対応を行いません
- 2-2: 契約締結前に契約相手が反社会的勢力に該当しないか確認に努めます
- 2-3: 契約書には相手方が反社会的勢力と判明した場合には契約解除を行う条項を含めます
- 2-4: 反社会的勢力とコンタクトがあった場合は上司に報告し、記録を残します
(コンタクトは電話、メール、対面等その方法を問いません)
- 2-5: 反社会的勢力が来訪した場合には公益法人暴力団追放運動推進都民センターの「暴力団対応ガイド」に準じて対応を行います
- 2-6: 申込を行っていない機関紙等が送付されてきた場合、開封せずに「受取拒否」と赤字で書いて返送します
(開封した場合は購読の意思がない旨を明確に記した文書と共に書留で返送します)

反社会的勢力とは暴力、威力および詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人を指し、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等を含みます。